

自転車のヘルメット着用と交通ルールの遵守



広報

こしじま

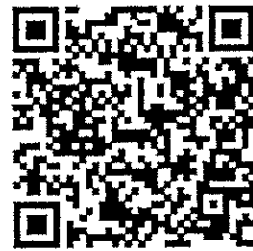


～ 5月は自転車月間です ～

- ・ヘルメットを着用しましょう！
- ・自転車の交通違反に交通反則通告制度

(青切符)が導入されました！ (令和8年4月1日道路交通法の改正)

自転車のルールや
交通反則通告制度
についてはコチラ
(自転車ルールブック)



QRコードをスマホのカメラで
読み取ってみよう！

令和8年5月号
駒ヶ根警察署
83-0110
駒ヶ根駅前交番
83-7766
(担当: 富永)



山菜採りの遭難防止



1 入山場所と予定を家族等に伝えましょう

遭難した際、迅速に捜索ができるように、家族や身近な人に日程や入山場所を伝えてから山に入りましょう。

2 携帯電話を持って行きましょう

携帯電話は、万が一の通信手段になるので、モバイルバッテリーと合わせて携行するようにしましょう。



3 急斜面での滑落に注意しましょう

滑りやすい箇所や表面が脆くなっている箇所があるため、危険な場所への入山は避けましょう。

4 単独での入山は避けましょう。

単独での入山は、万が一のことがあった際に救助要請ができない場合もあるため、できるだけ複数人で入山しましょう。



5 熊など野生動物に注意しましょう。

山中では野生動物に遭遇することもあるため、鈴やラジオなど音の出るものを携帯しましょう。



事件事故の通報は、駒ヶ根警察署 0265-83-0110、駅前交番 0265-83-7766
又は、110 番に通報してください。

